

# 行政処分事業者に係る詳細情報の公表について

## 概要

- 6月に行政処分を行った事業者から詳細情報を公表する（7月）。（国土交通省HPのネガティブ情報）
- 貸切バスのほか、乗合バス、ハイヤー・タクシー、トラックも対象とする。

## 行政処分事業者の詳細情報(イメージ)

|             |   |
|-------------|---|
| 行政処分等の年月日   | 平成●年●月●日  |
| 事業者の氏名または名称 | ●●バス株式会社(代表取締役 ○○ ○○)   |
| 事業者の所在地     | ●●県●●市●●町●番●号   |
| 営業所の名称      | ●●営業所   |
| 営業所の所在地     | ●●県●●市●●町●番●号   |
| 行政処分の内容     | 輸送施設の使用停止(●日車)  |
| 主な違反の条項     | 道路運送法第20条、同法27条第1項  |
| 違反行為の概要     | <p>●年●月●日に●●を端緒として監査実施。<br/>●件の違反が認められた。</p> <p>①営業区域外運送(道路運送法第20条)<br/>②運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準告示違反(運輸規則第21条第1項)<br/>③点呼実施違反(運輸規則第24条第1項)<br/>④日雇い運転者の選任違反(運輸規則第36条第1項)<br/>⑤運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)<br/>⑥…</p> |
| 違反点数(事業者)   | ●点  |
| 違反点数(営業所)   | ●点  |

従来は、代表的な違反行為のみを記載し、他●件と表記

違反事項を詳細化

6月分の公表から詳細化予定